

【まちづくり計画課からのお知らせ】 ～町営住宅入居申込み受付について～

申込期間 4月2日(月)～13日(金) ※先着順ではありません。

入居決定 4月下旬(余市町営住宅入居者選考委員会に諮り、入居者を決定します。)

※募集団地等の詳細については、今月号の**折込みチラシ**または、**町ホームページ**をご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 住宅グループ ☎ 21-2124

【町民福祉課からのお知らせ】 ～国民年金の学生納付特例制度について～

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、下記に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者**・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生(前年所得が118万円以下)
- 必要書類等**・・・印鑑・年金手帳・学生証のコピー(または在学証明書)

■手続きをせず、保険料を未納にしておく

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができない等、年金請求の際に不利益になってしまいますので、納付が困難な場合は、忘れずに手続きを行ってください。

なお、申請は年度ごと(毎年)必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料は追納することで将来の年金に反映できます

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内にあとから納めること(追納)で、年金額に反映させることができます。

■平成29年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

平成30年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要な事項を記入・返送することで平成30年度の申請ができます。※追納を希望する場合および平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問合せください。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120

小樽年金事務所国民年金課 ☎ 0134-23-4236

【環境対策課からのお知らせ】 ～猫・犬の飼い主の皆様へ～

最近、猫や犬の飼育に関するご近所同士のトラブルが発生しています。飼い方のルール・マナーを守り住み良いまちづくりにご協力願います。

●野良猫(飼い主のいない猫)へのエサやりはやめましょう。

「野良猫に敷地内でフンや尿をされて迷惑している」などの苦情や相談が多数寄せられています。野良猫にエサやりしている人は、飼い主と同じように見なされ、その猫に対し、一定程度の責任が生じます。野良猫へのエサやりは、絶対にやめましょう。地域の方々が大変迷惑しています。

●猫は室内で飼いましょう。

猫を外に出すと飼い主には行動が分かりません。飼い主の目の届かないところで、フンや尿などで近隣の住民に迷惑をかけ、トラブルになるケースが多く見受けられます。

●犬を飼っている方へ ～狂犬病予防集合注射(春)は5月に実施予定です～

詳細は広報5月号・文書等でお知らせします。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎ 21-2118

【北後志衛生施設組合からのお知らせ】 ～トイレのし尿収集についてのお願い～

●計画的な収集にご協力願います。

当組合では、し尿等の収集について「トイレが溢れるのではという心配解消」など皆様が少しでも快適な生活ができるように、1年間の収集計画を立て、許可業者が各家庭を回り収集しています。

電話による期日指定の申し込みは、状況によりご希望に添えないこともあります。申込みされる場合は余裕をもってお願いします。

なお、収集業務は月曜日から金曜日となっており、緊急以外は原則、土、日、祝日の電話申し込みや収集はできませんのでご理解願います。

●トイレへのごみの投げ入れはやめましょう。

し尿汲み取り物の中にごみ(紙おむつ・下着類等)などの異物の混入が非常に多く、収集作業の妨げや機械の故障原因となり、処理場での運転に支障をきたしています。

トイレ便槽内のごみについては収集できませんので、トイレにはごみを投げ入れないようお願いします。

問合せ 事務局：北後志衛生施設組合 ☎ 22-4489

収集運搬業者：北後志清掃企業組合 ☎ 21-2660